

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

規則

山口県公有財産規則の一部を改正する規則(管財課)……………一

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………一

山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則(文化財保護課)……………二

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則(文化財保護課)……………二

訓令

山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令(管財課)……………三

山口県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七十九号

山口県公有財産規則の一部を改正する規則

山口県公有財産規則(昭和三十九年山口県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中、「(教育事務所を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。



山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「教育事務所」を、「山口県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号)第十一条第二項に規定する分室」に改め、同条第四号中「規定により管理を委託している」を、「指定管理者に管理を行わせている」に改め、「教育事務所及び」及び、「(昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号)」を削り、「施設を除く。」の下に、「及び同規則第十一条第二項に規定する分室」を加える。

第六十条第二項の表中

山口県立大学の教職員

山口県立大学事務局長

を削り、
出先機関(山口県立大学を除く。)の職員

を
出先機関の職員

に、「市町村立学校」

を「市町立学校」に、「水産部漁政課長」を「農林水産部水産振興課長」に改める。
第一百五十三条第二項に次の一号を加える。

六 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事の請負

第一百八十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方税法第四十八条第六項の徴収金

第一百八十四条第一項中、「第八号」を「第九号」に改める。

別表第一「山口県岩国健康福祉センター」の項中、「玖珂社会福祉事務所及び」を削り、同表山口県柳井健康福祉センターの項中、「南周防社会福祉事務所」を「東部社会福祉事務所」に改め、同表山口県立下関第一高等学校の項を削る。

別表第三「山口県岩国健康福祉センター」の出納員の項中、「山口県岩国健康福祉センター玖珂社会福祉事務所」

玖珂支所」を削り、同表山口県柳井健康福祉センターの出納員の項中、「山口県柳井健康福祉センター大島支所」を、「東部社会福祉事務所」に改め、同表山口県山口健康福祉センターの出納員の項中、「山口県山口健康福祉センター阿東支所」を削り、同表山口県宇部健康福祉センターの出納員の項中、「山口県宇部健康福祉センター美祢支所」を削り、同表大島社会福祉事務所の出納員の項を削り、同表山口県中央児童相談所の出納員の項の次に次のように加える。

山口県岩国児童相談所の出納員	山口県岩国児童相談所
----------------	------------

別表第三山口県下関児童相談所の出納員の項及び山口県周南児童相談所の出納員の項を次のように改める。

山口県周南児童相談所の出納員	山口県周南児童相談所
山口県下関児童相談所の出納員	山口県下関児童相談所

別表第三山口県下関農林事務所の出納員の項の次に次のように加える。

山口県下関水産振興局の出納員	山口県下関水産振興局
山口県秋水産事務所の出納員	山口県秋水産事務所

別表第三山口県農業試験場の出納員の項中、「山口県美東原種農場」を、「山口県美東原種農場」に改め、同表中「興センター」に改め、同表中

山口県下関水産振興局の出納員	山口県下関水産振興局
山口県秋水産事務所の出納員	山口県秋水産事務所

及び大島

土木事務所の出納員の項を削る。

別表第四の一の項中、「二十」を、「二十一」に改め、同表十四の項中、「第二十条の表に掲げる教育事務所」を、「第十一条第二項に規定する分室」に、「総務課長」を、「主幹」に改め、同表中二十の項を二十一の項とし、十九の項の次に次のように加える。

二十	山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター	主査
----	--------------------	----

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六十条第二項の表の改正規定（「市町村立学校」を「市町立学校」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第八十一号

山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則

山口県文化財保護事業補助金交付規則（昭和四十年山口県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中、「当該書類を提出する者の住所地」を、「文化財の所在地（山口県指定無形文化財、山口県指定無形民俗文化財及び山口県選定保存技術にあつては、保持者の住所地又は保持団体若しくは保存団体の事務所の所在地）」に、「市町村」を「市町」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「穂」を「籾」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第八十二号

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則（昭和四十年山口県規則第五十四

号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「当該書類を提出する者の住所地」を「文化財の所在地(山口県指定無形文化財にあつては、保持者の住所地又は保持団体の事務所所在地)」に、「市町村」を「市町」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「澗」を「瀧」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第9号

庁 中 一 般

山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県本庁内防火管理規程の一部を改正する訓令

山口県本庁内防火管理規程(昭和五十年山口県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号を次のように改める。

三 総務部防災危機管理課長

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)